政策調整会議の概要

開催日:H19.1.11

項 目

1 安全安心まちづくり条例(仮称)について【文化環境部】

内 容

1 安全安心まちづくり条例(仮称)について【文化環境部】

12月22日の政策調整会議から引き続いて、文化環境部より、安全安心まちづくり条例について概要説明を行った後、意見交換を行った。

この結果、大きな観点からは、この条例の内容、2月議会への議案提出について了承した。

【説明概要】

- ・ 安全安心まちづくり条例(仮称)については、平成18年2月9日の政策調整会議で県警本部より提案 され、その後、文化環境部が引き継ぎ、7月13日、8月10日、8月24日、12月22日の政策調 整会議で継続して議論してきている。
- ・ 庁内議論としては、8回開催した庁内検討会や関係課との個別協議を行ってきている。
- ・ 前回12月22日の政策調整会議で県警本部との調整ができていないということで議論となった、児童の安全教育等の部分では、県警本部と協議・調整が整い第18条で定めている。
- ・ 今回の政策調整会議における議論で庁内議論は最終のものとしたい。
- ・ 検討会からは、平成18年10月から4回にわたる検討会での議論を経て、12月25日に提言をいた だいた。
- ・ 政策法制課との条文の精査はできていないが、「犯罪の被害を受けずに安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」と「条例は、安全で安心して暮らせる県づくりに県民総ぐるみで取り組むための指針となるもの」という条例制定の基本的な考え方に基づき、検討会からの提言の趣旨に沿って条文化した。概要は以下のとおりである。

(1)条例の名称

- ・ 条例の名称は、防犯という観点から「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」を進める ことを明らかにしている。
- (2)犯罪のない安全安心まちづくりとは(定義)(第2条)
 - ・ 「地域社会における県民、事業者、自治会等地域で活動する団体による犯罪の防止のための自主 的な活動」と「地域社会における県、市町村、県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整 備(ソフト、ハードを含む)」を「犯罪のない安全安心まちづくり」の定義としている。
- (3)犯罪のない安全安心まちづくりの基本理念(第3条)
 - ・ 地域住民がお互いに守り支えあうことにより、子どもたちや高齢者、障害者、女性などが安全に 安心して暮らすことができる地域社会をつくること。
 - ・ 自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動 により行われること。
 - ・ 県、市町村、県民等の適切な役割分担の下で、相互に連携を図りながら協力して行われること。 以上3つの考え方を基本理念としている。

(4)県の責務等

県・県民・事業者の責務(第4条、第5条、第6条) 自治会等地域で活動する団体の役割(第7条) 市町村との連携等(第8条)

を定めている。

(5) 主な取組

推進体制の整備と推進計画の策定(第9条、第10条)

啓発活動の実施(第11条)

県民等の自主的な活動に対する支援(第12条、第13条、第14条、第15条)

・ 高齢者の自主的な活動に対する支援、防犯活動団体の情報の把握と公表、防犯活動団体と自主防 災組織の連携に対する支援等県民等への支援のうち特に重要なもの。

学校、通学路、公園、広場等における児童等の安全の確保(第16条、第17条)

- ・ 知事、教育委員会、公安委員会は、共同して、児童等の安全に関する指針を策定する。
- ・ 設置者、管理者等は、指針に基づいて、児童等の安全の確保に努める。
- ・ 県は、学校等の施設内における児童等の安全の確保に対して必要な協力をする。 児童等の安全教育等(第18条)
- ・ 県は、児童等に対して犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努める。
- ・ 県、学校等、県民等は連携して、児童等が正しい規範意識を持つことによって、犯罪に巻き込まれることなく、健全な生活を営むことができるよう、その育成に努める。
- ・ ここでいう「犯罪に巻き込まれる」とは、被害者としてだけではなく、加害者としても犯罪に巻き込まれないことを防ぐということを考えている。
- ・ 県警本部が進めている「少年の入り口型犯罪防止の考え方」とも整合している。
- ・ 県警本部との協議も行い了解を得ている。

高齢者等、観光旅行者等の安全の確保(第19条、第20条)

犯罪の防止に考慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、住宅等の普及(第21条、第22条)

- ・ 知事、公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を策定する。
- ・ 道路等の設置者・管理者、住宅の建築主等は、指針に基づいて必要な措置を講ずるように努める。 犯罪の防止に考慮した店舗等の整備(第23条)
- ・ 深夜に営業する小売店舗や金融機関は犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する店舗等の整備に 努める
- ・ 県警本部では、連絡協議会を設けるなど既に取り組んでいる部分もある。 を定めている。

(6)雑則

・ 指針の公表等、規則への委任を定めている。

【主な意見】

・ 条例の趣旨は分かるが、条例が実質的に機能するためには市町村の協力が不可欠である。条文に市町村 との連携は明記されているが、市町村の責務が明記されていない。市町村の責務を明記するべきではな いか。県が情報の提供等必要な支援を行うこととなっているが、県が直接やれるのか、市町村と連携し てやるのなら、その旨明記すべきではないか。

市町村との協議も行っているが、地方分権の考え方からも県の条例で市町村の責務を明記することはいかがなものか。35市町村のうち、22市町村が既に独自の条例を持っているなかで、市町村は市町村の条例を着実に運用する。県は市町村と連携し情報提供、助言その他必要な協力を行うことで良いのではないか。

- ・ 「犯罪の防止に配慮した道路等」の道路等の定義は道路法上の道路なのか? 道路法上の道路、それ以外の私道等を含めて、一般的に道路として使用されているもの全てを含むも のを考えている。
- ・ 「店舗等」、ここではコンビニエンスストアとか消費者金融等が対象だと思われるが、事前の調整はできているのか。

県警本部では飲食店・金融機関と連絡協議会を組織し、防犯対策では1回/年の総会で協議を行っている。ハード面のみならず深夜の人員体制等ソフト面においても充実した防犯対策を期待している。

- ・ 条例の基本理念では、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る。」と定めているにも関わらず、第5条県民の責務では、自らの安全の確保が前面に出過ぎていて地域との関係性が薄らいで、個人主義になっているような気がする。
 - 第5条2項の「県民は県、市町村、事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづく りを推進する。」という部分で盛り込んだつもりである。
- ・ 本条例は、自助・共助を基軸に役割と連携を定めるという南海地震条例に似通っている部分もあり、課内でチーフ・担当と協議し意見をまとめた結果、以下の3つの意見があった。一つ目は「犯罪のない安全安心まちづくり条例」の名称から「犯罪に遭わない」というコンセプトで貫かれている部分はあるが条例の目指すべき姿として見えにくい。
- ・ 二つ目は、推進計画、指針等により具体的に見えてくることかも知れないが、結果として、目指すべき 地域社会が見えにくい。推進計画・指針等に依存しすぎではないか。
- ・ 三つ目は共助という時に、誰が主体なのか分からない。防犯活動団体が主語になるような書きぶりが必要ではないか。また、防犯活動団体をどう育成していくかの視点が欠落しているのではないか。
- ・ 自主防災組織は特定の目的を持って組織されているのに対して、防犯活動団体は町内会、PTA、交通 安全指導員等の本来の活動における一部の活動であり、団体の組織、活動があいまいになることはやむ を得ない部分があるが、自主防災組織と防犯活動団体が防犯の部分で連携していくことは重要なことで ある。自主防災組織はあくまでも地域団体の一つなので、例示としてあげてもらえれば。
- ・ 知事、教育委員会、公安委員会の共管条例となっており、例えば、第21条の道路等に関する指針の策定では「知事及び公安委員会は・・・」、これに対して、基本となる第10条の推進計画では「知事は・・・」となっている。この場合、知事部局だけで作成するのか、表記上の問題なのか整理が必要ではないか。ご指摘のとおりなので確認する。
- ・ 市町村の責務等について、35市町村のうち、22市町村が既に条例を持っているなかで、後発の県条 例が摩擦を起こすことはないかという疑義があったが、市町村振興課行政担当との協議では抵触する問題はないという確認を得ている。市町村との関わりについては、県の呼びかけで、市町村協議会を行うことになっている。
- ・ 平成12年の分権改革の中で、県と市町村は対等・平等であり、県の条例で市町村の責務を規定することはできない、市町村の責務を規定する場合は事前に市町村の同意が必要であるという総務省通達も出ている。(政策法制課)
- ・ 前文の理念部分と、第5条の県民の責務で、自らの安全の確保のみに留まっているのは流れが違うのではないか、社会・地域を構成する一員である県民の役割を明記する必要があるのではないか。こういう事が無くなってきているからこそ、条例で定める必要があるという背景があるのではないか。
 - 第5条で県民の責務を1項、2項に分けたのは法令上のテクニックである。1項ではまず、基本理念に基づき自らの安全の確保を規定し、2項では、第2条で定義する「犯罪のない安全安心まちづくり」を推進するために地域社会における県民の役割を規定している。
- · 条例の内容が、県民が主体的に行うべきものとなっていることから、条文を読んだときに県民が分かる ものとしてもらいたい。
- ・ 条例の中身の議論はされたが、推進計画・指針の作成や今後の運用も含めた、推進体制のイメージ・スケジュールを示してほしい。
 - 詳細を含めて、2月議会では説明できるようにする。
- ・ 県民本意の条例であることを考えると、条例はですます調にできないか。 こども条例、男女共同参画条例も口語体となっている。
- ・ まちづくりの条例なので実際に条例が活きていくためには、都市計画等の分野で、規則や要綱の変更も 必要になってくる等細かい所に影響が出てくる。

関係部局は、当事者意識もって対応する必要がある。(副知事)